

社会福祉 あきた

NO.
319
2011.10.1



【写真】
「えがおがみんなに
とどきますように」
(岩手県大船渡市)
被災地には、全国各地から応援
メッセージが届いています。

特集

P2 東日本大震災②

～被災地における心のケア～

- 苦と向き合う 苦に寄り添う
- 心のケアチームを派遣して

P6 政策要望 地域福祉の充実を目指して！

～秋田県地域福祉推進委員会の取り組み～

P9 介護福祉士国家試験 受験直前対策講座 & 模擬試験を実施します！

- 「福祉実践2011 in あきた」実践発表の募集！

P10 社会福社会館支援ボランティアを養成します ～社会福社会館をより良く御利用いただくために～

P11 赤い羽根共同募金

P12 皆様の善意



ふれあいネットワーク

社会福祉
法人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

特集

東日本大震災②

被災地における心のケア

苦と向き合う 苦に寄り添う

〜東日本大震災における被災者の「こころのケア」について〜

「ビハラー秋田」代表 新川 泰道 (藤里町・宝昌寺住職)

私共「ビハラー秋田」は、仏教を背景に末期医療や介護、臓器移植、自死などの現実的な「いのち」の問題について考え実践しようとの趣旨により平成4年に結成し、会員は僧侶（超宗派）、医療・福祉関係者、それらに関心のある一般の方々に構成されています。

平成5年の奥尻島地震の際に支援バザーを行い、以降も阪神淡路大震災や新潟中越地震、中越沖地震、北秋田水害などで会員が被災地支援に関わってきた経緯もあり、この度の東日本大震災に際しても、同じ東北で起こった未曾有の大災害において微力ながら支援活動に関わってまいりました。

◇被害の甚大さを痛感◇

3月22〜24日、陸前高田・釜石・大槌への救援物資搬送が最初の被災地入りでしたが、この時の光景は今も脳裏から離れません。過去に経験した阪神淡路・中越・中越沖や北秋田水害と比して、その惨状は痛切の極みです。津波被害の甚大さを身を以て知り、息の長い

支援の必要を痛感しました。

この時、遺体安置所におじやまさせていただく機会がありました。本来ならば部外者立入禁止の場ですが、連日安置所に足を運んでいる地元僧侶の後ろで多くのご遺体に手を合わせ、犠牲者の冥福を祈らせていただきました。僅かな手がかりを頼りに身元確認に再三訪れるも、未だ家族が行方不明という人、「今日、うちの父ちゃんがかやつと帰ってきた」と涙ながらに話す人が入り交じっている場所です。被災地での深い悲しみと、真摯に対応している地元の人々、とりわけ私共の仲間である僧侶達の姿を目の当たりにし、隣県の間として可能な限りの応援をしていこうと決意した場面でした。

同時期には会員が各々の枠組みで被災地入りし、4月の「被災地報告会」では当会としてもこの震災に関わっていく意識と情報の共有を計り、具体的な支援策が未構築の段階ながらも、職種を越えて多くの方々から貴重な情報と支援の意志を寄せていただきました。

その後、陸前高田へのボランティアバスを企画、24名がガレキ撤去に汗を流しました。ガレキと言っても写真、石けんやシャンプーなど家庭用品が散乱、まさに普通の生活が一瞬のうちに破壊されたことを思い知らされました。

◇仮設住宅に「お茶っこサロン」◇

また5月より、秋田県曹洞宗青年会と当会の共同企画として「復興支援チャリティTシャツ」を販売、現地での活動参加者もユニフォームとして着用し、連帯感を持つて支援に励んでいます。このTシャツは県内外から三千枚を超える注文をいただき、その収益は「いま必要な、直接被災者に届く支援」に活用しようとのことで、現地の災害ボランティアセンター（以下、VC）の要望を受け、6月に釜石市の仮設住宅「談話室」の備品（新品の湯呑み・カップ・お湯ポット・急須・食器棚等）を寄贈し、ボランティアバスの参加者により「お茶っこサロン」を開設、住民同士の交流を深める場づくりに活用いただいています。

被災地では炊き出しも確かに必要ですが、より軽いフットワークで行える、かつ被災者とのコミュニケーションを深められる支援メニューとして、近年はいわゆる「行茶（ぎょうちゃ）活動」、サロンの重要性が増しています。缶や



お茶を飲みながら、仮設住宅の住民と交流。

ペットボトル飲料ではなく、急須でいれたお茶やドリップしたコーヒーが被災者の心を和ませ、被災生活の課題を探り次の支援策につなげることを意識した活動です。「こころのケア」との過度な意気込みを背負わず、おいしいお茶やコーヒーをお出しし、何気ない「おしゃべり」の場を提供することが基本です。また、秋田の銘菓や手作りデザート、「いぶりがっこ」等の漬物がお茶請けに好評で、多少でも「秋田らしさ」を演出することで会話のきっかけになり、被災者との交流が深まります。避難所でのサロンは、窮屈な避難生活のストレス解消に、また仮設住宅入居後は、新たな地域コミュニティの形成にと、活動内容

はほぼ同じでも目的が若干異なっています。仮設住宅では「隣に誰が住んでいるかわからない」という状況で、入居間もない住民には談話室の存在すら知られておらず、同じ仮設に入っていたとは知らなかった知人と、今回談話室で再会できたという方もおりました。

◆新たなご近所付き合い◆

談話室は普段施設され、鍵も暫定的に災害V.Cの管理下ですが、住民の自主的な管理運営を望む声は多く、気軽に集まれる場として機能していくことで新たなご近所付き合いが求められていると実感しました。これは仮設住宅での孤独死や自死の予防を意識した取り組みでもあります。

今回企画したボランティア参加者は、「傾聴」やカウンセリングの訓練を受けた方とは限りません。あらかじめ車中で、地震や津波の話が無理に聞き出さない。被災者からその話題を切り出された場合は、聞き役に徹する。

・安易な励ましや助言はしない。
・沈黙も必要な「間」ととらえ、無理に言葉をつながない。
といった程度の事前レクチャーを行いました。最初は少々ぎこちなくとも、皆さん被災者とうまく交流してくれました。時には被災

者自ら食事を振る舞ってくれたり、支援する側・される側という枠を越えて、「こういう場所があると、みんなが集まれるので楽しい」との声を度々寄せられ、新たなお友達ができるような雰囲気づくりを心がけています。
とは言っても、被災者との会話では言葉の詰まるようなシリアスな場面も多々あります。「家族が目の前で津波に呑まれた」「家が全壊し思い出の品も全て失った」等々。適確な言葉を返せなくても、以前のガレキ撤去作業で身を以て被害を体感したことが、多少なりとも被災者との共通理解を得るのに役立つたようにも思えました。



被災者の話に耳を傾けます。

◆私達のスタンスは黒子役◆

また私共が僧侶ということ（津波で亡くなった）家族の葬儀をまともにしてやれなかった」「仏壇や位牌が流された」「お墓を再建したいが目前の生活で手一杯」といった話題も少なくありません。災害時はこれらの宗教的・精神的な課題も山積します。すぐに解決できるものではありませんが、「話を聴いてくれる」場があるだけでも重要だと考えます。その後も同様の企画を行っておりませんが、継続的な活動が必要なのは言うまでもありません。

「よそ者」の私達ができることはごく僅かです。前述の安置所でのやりとりもそうですが、地元の人間だからこそこの「こころのケア」があります。被災者同士が支え合って自立心を養い、地元の様々な立場の方が果たすべき役割を果たせる環境が整うよう、些かのお手伝いをさせていただく黒子役、が私達のスタンスと考えています。

◆地域のつながりの重要性◆

これまでの活動に際して多くの企業・団体・個人の皆様にご支援ご協力いただき、この場を借りて厚く御礼申し上げます。と同時に、この5ヵ月間、自分達にいたい何ができただのか、もっとやる

べきことはなかったか、と自問自答する日々でもありました。しかしながら長期戦になるのは覚悟の上で、今後も被災地との関わりを継続してまいりたいと存じます。
私達もまた、いつ被災者の側になるかも知れません。隣県の災害を通して「いのちを大切にすることを」の「のち」のために、私たちの身近な「地域のつながり」を再確認する必要がある昨今です。既に多くの識者が、この震災が私達の生き方や国のあり方にとって、大きな転換点となるであろうと指摘しています。被災地の現実と課題をしっかりと受け止めることは、同世代に同じ東北に生きる私達にとっての責務ではないでしょうか。

私共のTシャツの青は三陸の海をイメージし、この苦難を乗り越え、美しい海辺の景色や人々の生活が早く元通りになるように、との願いを込めて作成しました。そんな日为实现するためにも、今後ともより多くの方々に、引き続きご支援ご協力をよろしく申し上げます。

pray, support, and
act for TOUHOKEI

※活動の詳細や画像は、ホームページ「ビハール秋田」で検索もご参照下さい。

特集 東日本大震災② 被災地における心のケア

心のケアチームを派遣して

秋田県健康福祉部障害福祉課

3月11日午後2時46分。未曾有の大災害が東北地方を襲ったあの日。被災地では、一瞬にして多くの尊い命と膨大な生活基盤・地域基盤を失いました。被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

秋田市では、大きく長い揺れが続き市内の電気も消えて不安が募る中、津波に襲われた地域があること、火災が発生していること、等の情報が徐々に入り、庁舎全体が緊迫した状況にありました。

間もなく、県に対してさまざまな支援要請が入り始め、当課が担当する精神保健福祉関連では、厚生労働省や被災県から、患者の受け入れ及び「心のケアチーム」の派遣の要請がありました。ここでは「心のケアチーム」の派遣について、報告いたします。

厚生労働省から派遣の可否について照会があったのは、3月13日でした。これを受け、県内の精神科医療機関に対して、チーム派遣の依頼を行ったところすぐに回答があり、3月23日から第1チーム

を派遣することができました。厚生労働省の調整の結果、当県の派遣先は岩手県になりましたが、全国・被災県規模での調整により派遣支援が一元化されたことで、重複や混乱のない効率的な派遣支援が行われたと思われまます。

◆心のケアチームの活動◆

3月の第1チームは盛岡市で、その後宮古市（4月）山田町（5、6月）において、岩手県精神保健福祉センター、宮古保健所、宮古市、山田町と連絡を取り合いながら、現地でのニーズに添った活動を行いました。被災地や被災された方々は、困難な、想像を超えるような状況にあったと伺っております。

今回、当県のチームが対応したのは、発災後間もない急性期から中期にかかる段階の心のケアでした。精神科医師、看護師、臨床心理士等がチームで支援にあたったことで、避難所・仮設住宅等での相談対応、医療対応（診察、投薬）、リラクゼーションの実施等

の幅広い支援が可能となりました。当初は避難所での医療的な対応や相談対応が多く求められましたが、後半のチームは、避難所巡回、戸別（自宅、仮設住宅）訪問、相談支援センターでの診察、保健所や町役場主催の支援体制情報交換会への参加等、アウトリーチを主体とした多彩な活動を行っております。派遣された皆さんからの報告を紹介します。

【リハビリテーション・精神医療センター 医師】

桜も咲き始め、直接の津波の被害地も復興に動き始め、その外側の地域は店舗も通常営業に近づいていました。避難所では、新たに不眠などの訴えで相談する人が続



津波被害を受けた宮古市の様子（4月）

き、今後の生活不安を口にすることも多かったです。もともとの精神科通院者は、精神科病院やクリニックが機能しフォローされ始め、問題がありながらも以前の生活では適応できていた人が、共同生活やリズムの変化で、露見したり、悪化したりすることもありました。避難所により雰囲気には差があり、もともと付き合いのあった人とまとまって避難所にいる人もいれば、まったくの他人同士の集団、一人、一家族で孤立する人もいました。問題のある人を周囲の人々がうまくはからって共同生活できているところもあれば、ストレスから緊張感のあるところもありました。現場に入って初めて見えてくるものも多く、「聴く」ことが中心の活動でしたが、日常診療とは異なる活動で、私自身得るものが多かったです。

【秋田大学病院 看護師】

ある避難所でのこと。市の職員さんとお話をする機会がありました。この方々はどんな気持ちで毎日勤めておられるのか……。大変でしたね……。かける言葉も見つかりません……。というような事を言ったと思います。その方は丁寧に頭を下げられて、「自分は、良い方です……。自分達は市民のために頑張るだけです」そう話され

ました。被災当日、集められるだけの米を集め、皆で協力しておにぎりを握ったそうです。「次の日もおにぎりを配ったら、またおにぎりか、って言われちゃって……」苦笑ながらに話して下さる言葉が心に染みしました。あの時お会いした市の職員さん達はどうしているだろう。ふとした瞬間に想いが巡ります。

【チーム活動日報より】

○町の保健師さんや職員は200%の力で活動しているが、疲弊してきている。(5月9日)

○隣県ということもあり親しみを感ずるし心強い、と受け入れが良かった。(5月12日)

○仮設住宅の入居抽選があり、避難所では住宅入居の可否が大きな関心事となっている。(5月27日)

◇派遣を終えて◇

発災後3カ月を経過し、仮設住宅入居に伴う避難所の縮小化、地域の医療機関の機能回復、相談支援拠点の設置、ケアのニーズの変化等被災地の状況が変化してきたため、精神科医師を中心としたチームの派遣は6月15日で終了しました。この間6病院、15チーム、72名の方々のご協力により、延べ59日間の派遣を行うことができました。

秋田県チームとして、複数の精神科医療機関のリレーにより支援を継続して行うことができたことに、感謝申し上げます。

複数の病院が活動を引き継ぎながら、被災地で心のケアの支援に当たるということは、今回が初めてのことでした。短期間でチームが入れ替わり、日程によつてはチーム間で顔を合わせることもできないため、情報の共有と事例・活動の引き継ぎが当初から課題となりましたが、各チームの熱意と工夫により徐々に具体的に整備され、中盤からはみごとに連携で活動が引き継がれていきました。

また、一方では、複数の病院が入ることで、さまざまな支援のアイデアが挙がる利点もあり、それぞれのチームの特色を大いに発揮していただきました。

各チームの努力により、支援活動が円滑に行われたことに感謝すると同時に、派遣する立場とし



背中には「ささえあおう!東北」の文字

「心のケアチーム」派遣一覧

月	チーム	出発日	帰着日	所 属	チーム代表者 (精神科医師)	派遣人員	内 訳
3月	1	23	25	リハビリテーション・精神医療センター	高橋 祐二	5	精神科医師：20人 看護 師：17人 精神保健福祉士：7人 臨床心理士：10人 事務職員：3人 運 転 職員：15人
	2	6	9	リハビリテーション・精神医療センター	兼子 義彦	5	
4月	3	10	13	国立大学法人 秋田大学医学部附属病院	神林 崇	5	
	4	13	16	リハビリテーション・精神医療センター	向井 長弘	4	
	5	17	20	国立大学法人 秋田大学医学部附属病院	武村 史	6	
	6	20	23	リハビリテーション・精神医療センター	倉田 晋	4	
5月	7	9	12	秋田緑ヶ丘病院	鈴木 稔	6	
	8	14	17	秋田大学医学部附属病院 リハビリテーション・精神医療センター	清水 徹男	5	
	9	18	21	リハビリテーション・精神医療センター	成田恵理子	4	
	10	21	24	協和病院	関根 篤	5	
	11	25	28	リハビリテーション・精神医療センター	小畑 信彦	4	
6月	12	2	5	秋田回生会病院	塚本 佳	4	
	13	5	8	秋田大学医学部附属病院 リハビリテーション・精神医療センター	草薙 宏明	5	
	14	9	12	秋田大学医学部附属病院 リハビリテーション・精神医療センター	筒井 幸	5	
	15	12	15	山本組合総合病院	野澤 宏二	5	
合計		延べ日数59日		6病院 15チーム		72	

て、調整機能の重要性を痛感したところでは。

被災された方々に対する心のケアは、継続的で、長期的な支援が必要とされます。今後は、仮設住宅入居後の心のケア（孤立化、生活費等の不安など）、PTSD、子どもの心のケア、支援者支援、心のケアの中長期的な体制の構築等、さらに多様な課題が生じてくるこの大震災の復興の見通しはま

だまだ厳しいものがあり、今後も引き続き、全国規模の支援や取り組みが必要とされる状況にあります。

こうした中で、人と人とのつながり、地域のつながりが、「心のケア」のみならず「復興」への大きな力になるであろうとの期待があります。

被災された方々の痛みが癒やされることと、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

(文責 佐藤)

政策要望 地域福祉の充実を目指して！

～秋田県地域福祉推進委員会の取り組み～

秋田県地域福祉推進委員会では、県民が抱える生活福祉課題や地域福祉の推進課題を取りまとめ、調査研究や制度・政策要望など課題の解決に向けて取り組んでおります。
昨年引き続き、今年も政策要望に伴う県健康福祉部長等との意見交換会を行う予定でした

が、東日本大震災の影響により開催が難しい状況となりました。

今年は県からの文書回答を前提に、9月5日に県健康福祉部長あて要望書を提出しました。要望項目に対する回答は次回に掲載します。

高齢福祉関係

○特別養護老人ホームにおける居室要件の緩和策について

特別養護老人ホームの居室定員を巡っては、平成22年9月に「一部ユニット型施設」が廃止され、7月28日の厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会では、現行の「4人以下」から「1人」に改正する省令案が了承されました。ただ現実として、本県の場合は都市部と異なり、利用者負担が少ない多床室の需要がまだまだ多い状況で、逆にユニット型は高額なため敬遠される実態があります。また、個室ユニットケアサービスを支える人材の確保や教育システムの確立が十分でない中、サービス上での事故や苦情も多く寄せられていると伺っています。

このような状況を踏まえ、県老人福祉施設協議会では、平成22年12月6日に県知事、秋田市市長、県議会、市議会あてに老人福祉施設整備等に関する要望書・請願書を提出し、その中で特別養護老人ホームの居室要件の緩和について要望したところ、県議会では平成22年12月、市議会では平成23年3月の本会議で請願として採択されました。秋田市からは、次期高齢者プラン策定過程において県と協

議しながら整備方針を定めたいとの回答を得ています。

については、国の基準を参酌しながら条例を定めることになっていくため、本県の実情に応じた施設整備の居室のあり方及び個室ユニットケアの充実に向けた総合的な推進策を示していただきたい。

○介護支援専門員更新研修受講の負担軽減について

介護支援専門員資格に5年目の更新制が導入され、更新研修の受講が義務付けられています。現在は秋田市1か所での開催となっています。毎年、対象者は約400名ですが、県北・県南から参加する場合は時間と経費の負担が大きく、参加が困難な状況にあります。

講義部分をeラーニング導入やDVD作成、テキスト学習による在宅学習形式にするなどの対応のほか、過去に実績のある3地区での開催など、効率的な開催に向けた負担軽減策を講じていただきました。

障害福祉関係

○地域自立支援協議会の活性化（相談支援体制の強化）について

地域の障害福祉関係者の連携及び支援体制を協議する地域自立支援協議会（以下「協議会」）が、

本来の機能を発揮していない状況があります。この要因の一つとして、利用者のニーズを把握し、その上で地域の障害福祉の現状と課題を協議会に提出するための相談支援体制の停滞が挙げられます。

また、居室介護にはコーディネートが存在しないため、市町村から委託されたほとんどの事業所では、障害程度区分の認定調査を支援員が兼務しており、専任の相談支援専門員の配置には至っていません。

さらに、障害程度区分や支給決定、地域生活支援事業など、市町村の裁量権や運用等に格差が生じております。

これを受け、昨年の県健康福祉部長等との意見交換会で、協議会の全市町村設置と機能の充実強化を要望したところ、平成22年7月から県で3名の相談支援アドバイザーを設置し、相談支援専門員育成と相談支援体制の充実に向けて活動しております。

しかし、協議会の開催頻度や取り組み状況等に温度差があるほか、県内の相談支援事業所44か所のうち41か所が社会福祉法人や医療法人等への委託となっております。

地域の障害福祉向上には、市町村における相談支援体制の強化が必要であるため、専任の相談支援

専門員の設置とともに、アドバイザの積極的な活用やPRと事務局である市町村行政の取り組みの強化を働きかけていただきたい。

○障害者施設等工賃倍増支援事業の継続について

平成19年度から、障害者が可能な限り就労による自立・生活の向上を図るための「福祉から雇用へ」推進5か年計画」と授産施設等の工賃水準を引き上げるための「工賃倍増5か年計画」が策定・実施されています。

また、昨年の県健康福祉部長等との意見交換会で、授産施設や就労支援事業者への官公需の促進について要望したところ、県単独での共同受注窓口の設置は難しいが、ブロック単位での設置の可能性を探るほか、「障害者施設等工賃倍増支援事業」で中小企業診断士を事業所に派遣したり、「授産施設等活性化支援事業」では生産技術等のノウハウを持つスタッフを派遣しているとの回答を得ました。

しかし、「平成21年度秋田県障害者授産施設等における工賃の状況」（平成22年3月31日現在）によると、就労継続B型事業所では平成19年度平均工賃9,193円に対し11,254円と微増となつていますが、身体障害者入所授産施設では13,136円から

12,050円と減少、知的障害者入所授産施設にいたっては、10,853円から9,537円に減少しており、国の施策が十分な成果につながっていないことを意味しています。

5か年計画が23年度で終了するため、旧法授産施設や新体系の就労継続事業における授産施設活性化事業を拡大するなどし、障害者の福祉就労に関する本県独自の対策を講じていただきたい。

児童福祉関係

○児童福祉施設等最低基準の堅持について

平成23年4月28日に地域主権改革関連法案が国会で議決され、児童福祉施設等最低基準が都道府県条例として地方へ移譲することが決定しました。

子どもの最善の利益を追求するためには、現在の最低基準を上回る環境設備が必要であるため、県条例案作成にあたっては、県内社会的養護関係・児童福祉施設関係者を委員会に所属させるなど、意見を反映できる機会を確保していただきたい。

○児童相談所の機能強化について

児童虐待の通知の義務化に伴い、児童相談所への相談対応件数

は10年間で約4倍（平成22年度速報値55,152件）に増加しており、本県でも平成21年度の221件から275件（結果的に非虐待ケース含む）と増えています。

また、児童相談所職員1人の担当件数が、本県でも50〜60件と多いため、支援や相談に至るまで時間を要するケースがみられ、緊急性や柔軟性のある相談業務に支障をきたしている状況です。

昨年の県健康福祉部長等との意見交換会では、本県の児童虐待の通告件数の顕在化を訴え、全県的な視点での児童虐待防止策の充実について要望したところ、児童虐待防止月間（オレンジリボンキャンペーン）や情報誌等による県民啓発のほか、子育て中の親を支援するノーバディーズプログラムの補助対象拡大などにより虐待の未然防止につなげたいとの回答を得ました。

子どもの権利や生命を守るためにも、社会福祉士等の専門職任用など、児童相談所職員の人材確保とスキルアップ、関係機関とのネットワークづくりに向けた対策を講じるとともに、担当職員スキル向上を目的とした、知識や技術を提供する機会の確保等を整備していただきたい。

○基幹的職員の育成推進と予算化について

近年、児童養護施設や母子生活支援施設では、被虐待児や発達障害等の障害児の増加により、一層専門性のある支援のあり方が求められています。

また、社会的養護のあり方については、社会環境が大きく変化する中で施設の高機能化、虐待防止、養育機能の確保、利用者支援の充実、アフターケア等、担うべき役割が多岐にわたっており、これらに対応することが児童福祉施設の将来像として示されています。

このように施設が担う役割が多様化する中、支援の中心的な基幹的職員（スーパーバイザー）の育成及び配置が必要です。

昨年の県健康福祉部長等との意見交換会で、本県における基幹的職員養成について要望したところ、まずは指導者養成講習を受講した講師養成が必要であるため、平成23年度の予算確保に向けて要望したいとの回答を得ました。

その結果、今年度に児童相談所職員3名を派遣予定とのことですので、本県における基幹的職員設置に向け、早期の養成研修実施と「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」における「基幹的職員加算」の予算措置を

地域福祉・社会福祉協議会関係

○日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の基幹的社協の全市設置と専門員の複数配置について

日常生活自立支援事業の利用希望者が年々増加しているなか、本県では鹿角・大館・能代・秋田・大仙・横手市に基幹的社協を設置し、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者の権利擁護を支援しています。

しかし、基幹的社協には専門員1名のみで、国で示している専門員増員の目安である35件を超える契約件数（約45件）を抱えているため、新規利用が難しい状況にあります。

また、市町村社協における金銭管理事務等が煩雑で、生活支援員や専門員が行うべき業務を市町村社協職員が担い、本来業務に支障をきたしている状況にあります。

昨年の県健康福祉部長等との意見交換会で、基幹的社協の増設について要望したところ、設置主体である県社協と協議していきたいとの回答を得ているため、国の予算措置に合わせ、県内全市（13市）への基幹的社協の早期設置とともに、利用の多い基幹的社協に複数の専門員を配置していただきたい。

○社会福祉士の任用について

「ソーシャルワーカー」は元来、福祉支援職の一般呼称であり社会福祉専門教育を受けた者を指します。社会福祉士等の国家資格者を原則基礎資格とするなど、優先採用するように推奨いただきたい。

県・市町村・社会福祉協議会・地域包括支援センター等の相談支援機関、学校福祉・司法福祉等の領域において、住民個人や地域の福祉・生活ニーズに的確に対応し、支援していくキーパーソンとして、社会福祉士の配置は必要不可欠です。

昨年の県健康福祉部長等との意見交換会で、県内行政機関における社会福祉士の任用について要望したところ、専門職の必要性は認識しているが、現状では任用が進まないとの回答を得ました。

様々な機関や場面において社会福祉士設置が求められ、児童相談所においても専門職の確保が求められていることから、まずは県内児童相談所に社会福祉士を任用していただきたい。

○精神障害に対する理解向上と早期発見・早期治療について

本県における精神疾患罹患者は年々増加の一途をたどっており、平成11年度の10,677人から平成22年度には22,347人と

倍増しています。

精神疾患（特に統合失調症）は、10〜20代に最も多く発症しており、2人に1人は10代に何らかの異変を体験しているため、教育現場における精神保健の教育・取り組みが重要です。

しかし、早期発見・早期治療が大変重要であるにも関わらず、平成21年度に東京都精神医学総合研究所が行った「早期支援・家族支援ニーズ調査」では、約9割の本人・家族が事前に精神疾患について学ぶ機会がない、もし学ぶ機会があったら初期対応が違ったと思うと回答しており、3人に1人は精神科治療につながるまで1年以上も期間を要しています。

さらに、教員の病気休職者も年々増加しており、そのうち精神疾患による休職者が6割以上を占めている状況で、教職員に対するケアも必要になっていきます。

厚生労働省は、本年4月に「がん」「心筋梗塞」「糖尿病」「脳卒中」に「精神疾患」を加え、五大疾病として位置付け、国の医療政策基本指針の一つとして重点的な取り組みが求められるようになりました。

これらの状況を踏まえ、「統合失調症」を発症しやすい中高生を対象とした病気の理解と早期発見・早期治療につなげるため、生徒への啓発用リーフレットの配布

などに取り組んでいただきたい。

また、指導者への教育の機会を確保し、生徒の異変に気付き、相談や助言につなげるため、相談機関の設置（スクールカウンセラー、SSW等の配置）と併せて具体的な対策を講じていただきたい。

○県の実態に合わせた地域包括ケアシステムの確立について

今年6月15日に成立した「改正介護保険法」では、介護保険制度見直しに関する基本的な考え方の一つとして「地域包括ケアシステム」の実現を挙げています。

この「地域包括ケアシステム」の目玉に位置付けられているのが「24時間対応の定期巡回、随時対応型サービス」ですが、試算によると在宅者45名をケアするに24.5人が必要といわれています。

しかし、本県の中山間地域においては、過疎化や人口減少、冬期間の交通事情の実態、さらには人材の確保などの問題から実現が難しいと思われる。

ついでには、制度見直しに関する一つの柱に、地域の実情に応じたシステム構築のカギが市町村の役割強化と位置付けられていることから、本県に合った地域ケア包括システム構想を早急に確立していただきたい。

介護福祉士国家試験

受験直前対策講座&
模擬試験を実施します！

本会では、介護福祉士資格取得を目指す方々が、効率的に学習し、合格率の向上につながることを目的に、介護福祉士国家試験受験対策講座と模擬試験を行います。

介護福祉士試験の受験者数は年々増加傾向にあり、平成22年度には過去最高となる15万人を超え、介護の人手不足を反映しております。

国では、介護人材の質の向上を図るため、介護・福祉系の資格制度の見直しを始めており、今年度から、介護福祉士試験の受験科目が新しくなりました。今後は、試験の困難化が予想されますので、介護福祉士の資格取得を目指す方は、できるだけ早い時期に取得できるように、この機会に参加してみたいかがでしょうか。

1. 直前対策講座

【日程】平成23年10月29日(土)
受付：午前8時45分から
講義：午前9時30分から午後4時30分まで(昼食休憩1時間あり)
【講師】日本福祉大学
福祉経営学部

教授 小椋喜一郎氏

2. 模擬試験

【会場】秋田県社会福祉会館
県南会場と中央会場のどちらかを選択していただきます。

【日程】県南会場(横手市民会館)：平成23年11月9日(水)、中央会場(秋田県社会福祉会館)：平成23年11月12日(土)

3. 受講定員 135名(先着順)

4. 受講料 11,000円

5. 使用テキスト

『介護福祉士国家試験頻出問題要点チェック2012(中央法規出版社)』
著者：小椋喜一郎

1,680円

6. 申し込み・問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
地域福祉部
人材・研修担当 船木・門脇
Tel 018-864-2775

「福祉実践2011 in あきた」

実践発表の募集!

12月6日(火)に「福祉実践2011 in あきた」を開催いたします。

これは、各福祉保健施設・事業所における利用者サービス向上の取り組みや、質の高い個別支援サービス展開の実践を発表し合い、相互理解を深めることを目的としています。

今年の実践発表のテーマは、「チームワークと連携」です。

質の高い介護サービスや、その人らしく地域で暮らしていくための仕組みづくりには、目標や目指すべき方向性を明確にし、それに向かって経営者や職員が一致団結し、また、関係機関が連携していくことが不可欠です。

そこで、福祉施設や事業所の現場でチームを組んで利用者のサービス向上を目指している取

り組みや、地域などと連携して利用者がいきいきと暮らすことを目指した実践事例を広く募集します。

1. 実践発表の申し込みについて

10月14日(金)までに所定の様式で、秋田県社会福祉協議会にお申し込みください。

2. 申し込み・問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
地域福祉部
人材・研修担当

門脇・鎌田・三浦

Tel 018-864-2775

3. 発表テーマ(例)

- ・ 職員の資質向上の取り組み
- ・ ヒヤリハットへの対応事例
- ・ 報・連・相の取り組み
- ・ 苦情への対応事例
- ・ 職員がチームを組んでサービス向上を図る事例
- ・ 他施設や他機関と連携した事例

※発表時間は、一人15分程度です。

社会福祉会館支援ボランティアを養成します

社会福祉会館をより良く御利用いただくために

今年度から、「社会福祉会館支援ボランティア確保事業」が新たに始まりました。

この事業は、これから将来に向けて会館業務を支援していただく「会館支援ボランティア」を確保することを目的とし、養成講習会を開催するとともに、本会館に入居している福祉関係の団体や、地域住民と連携を図りながら、障がいのある方や中高年の方を対象とした体操教室など、各種文化教室を開催するものです。



3B体操は、楽しみながら無理なく運動ができます。

う3種の器具を使って、音楽に合わせ身体を動かします。参加対象者は40歳以上の男女で、11月末まで行います。

毎週月曜日の午前中、本会館2階体育館では3B体操教室講師の元気な声と、明るい音楽が響きわたります。参加者の方々からは、楽しみながら無理なく運動できると好評です。

また、9月からは、障がいのある方を対象とした教室を開催しているほか、今後は、ボランティア確保養成講習会や料理・華道・茶道等、各種文化教室などの開催も予定しております。

この事業の開催をきっかけとし、より多くの方々に本会館を継続して御利用していただけるよう、会館業務を支援して下さるボランティアの確保養成に努めます。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
 総務企画部 会館管理担当
 秋田市旭北栄町1-5
 Tel 018-864-2700

「がん」は治す時代へ。
 アフラックの「がん保険」は もっとあなたを応援します!

新登場 / **Aflac** **生きるためのがん保険 Days**

募集代理店 **ナカイ株式会社 秋田支店**
 〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F
 TEL.018-866-1761(代) FAX.018-866-1762

お客様相談窓口へ **0120-712-816**

COROLLA Axio
 期待どおりの安定感に心が落ち着くカローラアクシオ。

PASSO
 助手席リフトアップシート車
 助手席リフトアップシート&手動車いす用収納装置(電動式)

豊富なバリエーションで皆様のご要望にお応えいたします!!

トヨタカローラ秋田株式会社
 秋田市寺内字神屋敷 295-37 ☎018-880-1500
 カローラ秋田ホームページは [トヨタカローラ秋田](#)

◎**県社協ホームページ**
 リニューアルに向けて準備中

ご利用の皆様にとつて、より見やすく、より分かりやすいホームページになるよう従来のホームページを全面的に見直し、デザインの刷新及び機能の改善・追加を行いました。

新ホームページの公開は平成23年11月を予定しています。どうぞお楽しみに!

じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



昨年度の募金活動の様子（湯沢市）

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。東日本大震災では、県民の皆さまから本会に一億一千万円を超える義援金が寄せられました。心から感謝申しあげます。また、義援金の他に、本会が大規模災害のために毎年の共同募金から3%ずつ積立てていた準備金のうち一千八百万円ほどを被災地の災害ボランティアセンター支援のために既に拠出いたしました。共同募金はそうした災害時の被災者を支える役割を担うとともに、皆さまの地域の日常の暮らしを支える募金として今年も運動を展開します。

共同募金は、昭和22年から「国民たすけあい運動」として始まり、今年で65回目を迎える長い歴史がある運動ですが、平成7年度以降は年々募金実績が減少してお

り、そうした中で、全国的に共同募金改革の取り組みが実施されています。

新しい共同募金は「自分の町を良くするしくみ」として、皆さまの身近な地域の社会福祉協議会や福祉団体などによる福祉活動に重点的に活用されるほか、県内の社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体等による広域的・先駆的な福祉活動、火災や風水害の被災世帯への見舞金など、県民の皆さまが身近な地域で安心して暮らしていくための地域共有の財産として、今後も重要な役割を担ってまいります。

募金運動期間は、赤い羽根共同募金が10月1日から12月31日まで、歳末たすけあいが12月1日から12月25日までとなっており、その間全国一斉に運動が展開されます。

また、本県の運動では、県内の中学生から応募いただいた標語88点から最優秀賞1点を選び、標語を掲載した秋田県版ポスターを作成しています。

今年の最優秀作品は、大仙市立太田中学校2年 高橋沙湖さんの「優しさをのせてはばたけ 赤い羽根」です。高橋さんの他、入賞された中学生の皆さんは、10月1日（土）に秋田市民交流プラザアルヴェで開催される「赤い羽根伝達式」において表彰する予定です。

なお、今年の赤い羽根共同募金の目標額は、二億一千二百二十四万九千円となっています。これは、県内の市町村社会福祉協議会や社会福祉法人、地域のボランティア団体などからの助成要望をもとにした目標額であり、そうした団体による地域の高齢者や障害者、子どもたちを支える福祉活動を支援するため、今年も共同募金運動へのご協力をお願いいたします。



平成23年度版ポスター

皆様の善意

【平成23年7月～8月末】

◎一般金銭預託◎

・秋田菱友会 様

100,000円

◎物品預託◎

・秋田銀行 同志会 様

電子白杖12本

善意の配分状況

皆様から寄せられた預託金等を次のように配分させていただきました。

◎物品配分◎

・電子白杖12本を秋田県視覚障害者福祉協会へ



秋田銀行 同志会 様
電子白杖贈呈式

◎各種大会等への助成◎
・盲導犬使用者の会発足15周年記念講演会へ

災害遺児愛護基金事業関係

◎災害遺児愛護基金事業金銭預託◎

・秋田県軽自動車協会 様

30,900円

・秋田春光懇話会 様

19,753円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

◎使用・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が用途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
総務企画部
秋田市旭北栄町1-5
TEL 018-864-2711

社会福祉施設 しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

①基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実

- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

◆加入対象は、社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。
全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ①入所型施設利用者の傷害事故補償
- ②通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償



社会福祉法人
全国社会福祉協議会
〈引受幹事保険会社〉 株式会社 損害保険ジャパン

株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(SJ10-11486,2011/2/9)